



日本共産党区議会議員

こんにちは
伊藤和彦です

自宅 足立区花畑6-20-1 電話3859-6952
足立区役所 電話3880-5111(内線4650-4654)
日本共産党区議団 直通3880-5770
http://www5.familie.ne.jp/~k-itou/index.html

2012年4月から 介護保険改定 えっ月1020円の 値上げ(全国平均)!

「要支援の人」の介護は ボランティヤの人には?

介護保険法が「改正」

3年ごとの保険料改定

介護保険は今年の6月15日に「介護保険法の改正」が民主、自民、公明、みんなの党の賛成で成立しました。

また介護保険は3年ごとに「事業計画の改定」が行なわれ今年がその年にあたります(来年四月から施行)。

これらの法改定や事業計画の改定によって区民に重大な影響が生じますので報

告するとともに問題点を区民の立場から正していく決意です。

《その1》65歳以上の介護保険料の値上げ

その一つが65歳以上の介護保険料の値上げです。

厚生労働省は現在の全国平均月額4160円の保険料は5180円程度になるとの「試算」を示しました。

実に月1020円、年12000円以上の値上げです。

足立区は基準となる保険料は月額4380円ですから5400円になる計算です。今でも「高くて払つのが大変」「何とかならないか」との声が多い介護保険料です。

「自動値上げ装置つき保険」

どうして保険料が上がるのかそれは「自動値上げ装置つき保険」からです。高齢者が増え、介護を受ける人が増え、施設や介護サービスが増えれば保険料が3年ごとに自動的に上がる仕組みになっているのです。

「財政安定化基金(都道府県)」「介護給付費準備基金(区市町村)」を取り崩すというが

財政安定化基金は区市町村の介護保険財源に不足が生じた場合、貸付・給付を行なう基金で、国、都道府県、区市町村が同額積み立てています。積立残額は(全国)第4期(今期)末で2

850億円なるの見込まれており、区市町村分の原資は65歳以上の住民の保険料ですから、取り崩しは当然です。厚生労働省は法改定で、この財政安定化基金を取り崩す規定を設けました。

しかし、今回の措置は一時しのぎに過ぎず、財政安定化基金を取り崩すかどうかは都道府県の判断です。都道府県が基金を取り崩すとともに高齢者の負担軽減にあてさせる必要があります。制度設計の欠陥で住民負担増

介護給付費準備基金は、介護保険特別会計で生じた剰余金などを積み立て、不足時に取り崩すために設置された基金(貯金)です。2010年度末の積み立て残高は総額(全国)4426億円となっています。

厚生労働省はこれも取り崩して保険料の上昇を「緩和」する試算をしています。試算によれば「財政安定化基金」で50円、介護給付費準備基金130円、合計180円分値上げを「緩和」することができるとしています。

しかし、足立区は「介護給付費準備基金」はほとんど

どありませんので、この試算どおりには行きません。また試算どおりになっても保険料の値上げは必至です。もともとの制度設計の欠陥が際限のない住民負担増を招き苦しめています。日本共産党は根本的な制度の改善と保険料の軽減を求めてがんばります。

6月15日成立した改定介護保険法は「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の実現」をめざすとして提出されました。

「地域包括ケア」の実現と
いつが給付抑制ねらわれ

主な内容は、区市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業を創設する。24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、2種類の在宅サービスを組み合わせる複合型

裏につく

暑い中ですがお元気ですか。改選後の区議会、いま区政はどうなっているか、私たちが何を取りくんでいるかなど報告し懇談します。お気軽にご参加ください。
区議会議員・伊藤和彦
連絡は3859-6952



区政報告と懇談会

8月27日(土)午前10時から12時
北部センター(保木間5-15-9石鍋荘1階、コープとうきょうの近くです)

8月28日(日)午前10時から12時
北部センター(保木間5-15-9石鍋荘1階)
原水禁大会に参加した山中智恵子さんが報告



新たな給付抑制をねらう 介護保険法改定



総合事業は要支援と介護保険
非該当の高齢者を対象とした事
業で、予防給付のうち区市町村
が定めるものと、配食、見守り
などの生活支援、権利擁護など
を総合的に支給するとされていま
す。

（1面からの続き）サービスの創設

介護職員の医療行為（たんの
吸引等）を可能にする 介護療
養病床の廃止期限を6年延期する
財政安定化基金の取り崩しを
可能にする改定 地域密着型サ
ービスについて、全国一律の介護報
酬を上回る報酬設定を可能にする

介護事業所の労働法規の遵守
有料老人ホームの前払い金返還
有料老人ホームの前払い金返還
業（総合事業）を創設することが
できます。

要支援者のサービス削減
ねらう「総合事業」

今回の改定により、区市町村は
「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

「介護予防・日常生活支援総合事
業」

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

現在の介護保険制度では要介護
認定で要支援1、2と認定された
人は予防給付を受けることになり
ます。

都営住宅にエレベーターを 早く設置して！都に実現迫る

足立公共住宅を考える会のみなさんと都営住宅経営部
住宅整備課長、資産活用課長とエレベーター問題で交渉し
てきました。南花畑、西保木間、弘道などの地域の方と大島
都議、伊藤区議も参加しました。8月2日都庁にて



「早くエレベーターを設置して！」
と写真上は、南花畑4丁目都
営住宅15号棟、右は西保木
間3丁目都住13号棟

第1に、サービス
の質が保たれるのか。
介護保険で実施さ
れる訪問介護やデイ
サービスなどはその
質を担保するために
人員や施設、運営な
どについて全国一律
の基準がありますが、
地域支援事業には適
用されません。
またサービスの担
いはボランティア
など「多様なマンパ
ワーを活用」と
されており、専門職
以外にまかせ、費用

区民アンケート 2162通を突破！

足立区議団には、区民アン
ケートが2162通(8月11日)届
きました。区民のみなさんから、くらしの実態が生々しく伝
えられ、大震災、原発問題など今
の政治に対するご意見など多数寄せられ
ました。区民アンケートに寄せられた声は
次回にお知らせいたします。

